相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府八尾市緑ヶ丘三丁目九九番地、最後の住所三重県一志郡白山町大字川口四七二五番地三四　被相続人　亡　山下　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十三日

三重県津市栄町二丁目四六六番地

相続財産管理人　楠井　嘉行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県度会郡玉城町田丸三七番地一、最後の住所三重県伊勢市大湊町六二〇番地

被相続人　亡　西田　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十三日

三重県津市栄町二丁目四六六番地

相続財産管理人　楠井　嘉行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府貝塚市海塚二七三番地二、最後の住所愛知県岡崎市美合町字五本松六番地三雇用促進住宅美合宿舎四―三〇四

被相続人　亡　河合　寛史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十三日

大阪市北区西天満四丁目四番一三号　三共ビル梅新九階　関西中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　青井　秀夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市日下町四丁目一番、最後の住所大阪府東大阪市日下町四丁目一番四二―一〇一四号　被相続人　亡　山本　学

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十三日

大阪市中央区北浜二丁目五番二三号小寺プラザ一二階

相続財産管理人弁護士　市川　裕子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市飾磨区細江八五九番地、最後の住所兵庫県姫路市飾東町豊国二一〇番地特別養護老人ホーム清寿園

被相続人　亡　田村さき子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十三日

事務所兵庫県姫路市京口町六一番地三輪事務所　相続財産管理人　堀　恭子

（職名　三輪　恭子）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県新居浜市大生院一九二〇番地、最後の住所和歌山県海南市名高一八〇番地一ファミール海南六〇一号

被相続人　亡　久枝　護

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十三日

奈良市登大路町三六番地大和ビル四階

相続財産管理人　弁護士　北岡　秀晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県八幡浜市九二番地、最後の住所愛媛県松山市祝谷町一丁目一番一九号

被相続人　亡　藤本　君江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十三日

愛媛県松山市味酒町二丁目一五番地二

相続財産管理人　司法書士　中谷　匡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県大牟田市本町一丁目七番地四、最後の住所福岡県大牟田市浜町七番地二一

被相続人　亡　村尾　豊美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十三日

福岡県大牟田市上屋敷町一丁目三番地一六

相続財産管理人　井上　典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県宮崎市田野町甲二九三二番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　眞﨑　勝文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十三日

宮崎県宮崎市宮田町一一番二四号黒木ビル二階　黒木昭秀法律事務所

相続財産管理人　弁護士　黒木　昭秀

無縁墳墓等改葬公告

東京都市計画道路事業補助線街路第八十三号線の拡幅工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十二年十月十三日

一、墳墓等所在地　東京都北区中十条二丁目一番二〇号

一、墳墓等の名称　地福寺墓地

一、墳墓等の名称　橋本家、山崎家、榎本家、梅谷家、仲西家、醍醐家、榎本家、榎本家、榎本家、金子家、橋本家、他不詳二十九家

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　東京都北区中十条二丁目一番二〇号　宗教法人地福寺　代表役員三輪　照峰

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十二年十月十三日

一、墳墓等所在地　鳥取市的場一〇六番

一、墳墓等の名称　的場所有墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　鳥取市的場一三二的場墓地管理委員会　西山　信道

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成22年10月13日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①堀内不動産　②宮城県知事(4)4077　③堀内弘司　④宮城県東松島市浜市字新田74―1　⑤1000万円　⑥宮城県知事　⑦宮城県東松島市浜市字新田74―1　堀内不動産　堀内弘司

①鹿島商事株式会社　②東京都知事(7)44570　③代表取締役　鹿島一男　④東京都渋谷区道玄坂二丁目15番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都渋谷区道玄坂二丁目15番１号　鹿島商事株式会社代表清算人　鹿島一男